

賴隆 在判

竹内門跡雜掌

元龜三年 壬申 紀元二二二二

三月。松葉吉久、羽咋郡富來八幡宮に大鐘を寄進す。

【富來八幡宮鐘銘】 羽咋郡

一五二二

諸行無常是生滅法生

滅々已寂滅爲樂

奉寄進大鐘一口

本願檀那松葉肥前守

藤原朝臣吉久

元龜三年壬申三月吉日

能州富來八幡山光旭代

(この鐘は、今山城本隆寺に在り。)

四月廿一日。河田長親、遊佐續光に、上杉謙信が越中出馬の遷延せる事情を報す。

【古文雜纂】

一五二三

爲年頭以御使被仰届候。則遂披露候處、御懸意遠境に付一段喜悅之由被及直報候。拙者にも梅染二端送給候。

目出存候。尤も兒玉鞆二懸進之候。祝詞迄候。累年之御首尾之間、向後無他意被仰通尤候。於自分相應蒙仰、不可存無沙汰候。御使疾可着通候キ。當口無心、元可有之歟と存、遅延之様子見聞之間、可爲安意候。御當口無替義候由肝要候。將又今般馬可被進候へ共、關東出馬取紛故無其儀候。於自分可進雖覺悟候、關東方之任置之間、何様相尋、重而可進候。毛頭非如在候。猶御使申候。恐々謹言。

(元龜三年)

四月廿一日

遊佐美作守殿

御返報

(河田) 親 在判

五月廿四日。越中新庄城の鯨坂長實等、上杉謙信の臣山吉豊守に、加賀の一揆の河上・五位兩莊に侵入したることを報す。

【上杉家文書】

一五二四

急度奉注進候。仍昨(西)刻自火宮如申越者、賀州之人數半途へ罷出、河上(續波部)五位庄陣取申之由候。唯今如此之儀、何茂不審奉存之由申候。自然(康恩)權名以計策、足輕引出申候かと校量仕候。様躰承届、重而可申上候。井上儀、于今(新川郡)船倉踞、已前太田保内(新川郡)二兩度相動申候。雖然從當地出入數申候付而、少々者敗軍之躰(新川郡)下山迄引入申候。其以來者、至于今日不罷出候。相替儀御座候者、早速言上可申候。此旨可預御披露候。恐惶謹言。

(元龜三年) 五月二十四日 鯨坂清介 長 實 在判 長尾小四郎 景 直 在判

六月十五日。上杉謙信、能化衆をして、加賀・越中の一揆退散を祈らしむ。

【上杉家文書】

一五二五

願文之所

元龜三年

六二九

七月廿五日。正親町天皇、鹿島郡西光寺聖譽に、香衣を著して參内するを聽し給ふ。

【大雲院文書】 山城

一五二六

著香衣令參内、宜奉祈寶祈長久者、依天氣執達如件。

元龜三年七月廿五日

(勸修寺願文) 左中辨 在判

西光寺住持聖譽上人御房

【大雲院文書】

一五二七

(懸紙) ちおんわんへまいる